

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年4月4日
【会社名】	インフォテリア株式会社
【英訳名】	Infoteria Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員 社長 平野 洋一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区大井一丁目47番1号
【電話番号】	03-5718-1250
【事務連絡者氏名】	執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長 齊藤 裕久
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大井一丁目47番1号
【電話番号】	03-5718-1650
【事務連絡者氏名】	執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長 齊藤 裕久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 139,700,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	185,278株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年4月4日(火)開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所  
 名称: 株式会社証券保管振替機構  
 住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	185,278株	139,700,000	
一般募集			
計(総発行株式)	185,278株	139,700,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容  
 現物出資の目的とする財産の内容はThis Place Limited(本社: 英国ロンドン、CEO: Dusan Hamlin、以下「This Place社」といいます。)が発行する株式33,496株(以下「This Place社株式」といいます。)であり、その価額は139.7百万円です。  
 なお、現物出資の対象となる財産(以下「現物出資財産」という。)の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが(会社法第207条第1項)、かかる検査役調査の例外の一つとして、現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合には、当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額については検査役による調査は不要とされており(同条第9項第1号)。This Place社株式の現物出資により割り当てる株式の総数は185,278株であり、当社発行済株式総数15,403,165株の10分の1を超えないことから、現物出資における検査役調査は不要となります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
754		100株	平成29年4月20日(木)		平成29年4月20日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 当社は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に現物出資の目的となるThis Place社株式を割当予定先から譲り受ける予定です。
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当ては行われないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
インフォテリア株式会社 コーポレート本部	東京都品川区大井一丁目47番1号

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
	3,500,000	

- (注) 1. 本自己株式処分は、This Place社株式を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はないため、該当事項はありません。  
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。  
 3. 発行諸費用の概算額は、本有価証券届出書その他の本自己株式処分に関する関連資料作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、This Place社株式を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はないため、該当事項はありません。This Place社の事業は、デザイン戦略のコンサルティング及びデジタル・デザインの開発であり、その主要な財産は、現預金、売掛金等です。This Place社の概要については「第3 [ 第三者割当の場合の特記事項 ] 1 [ 割当予定先の状況 ] (c) 割当予定先の選定理由を参照ください。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

Dusan Hamlin

a 割当予定先の概要	氏名	Dusan Hamlin
	住所	Hazelwood Close, Cambridge, UK
	職業の内容	会社経営者 (This Place社CEO)
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	同氏がCEOを務めるThis Place社に平成27年度（平成27年4月から平成28年3月の会計期間）にソフトウェア製品のデザイン開発を依頼しております。

Benjamin Aldred

a 割当予定 先の概要	氏名	Benjamin Aldred
	住所	Peterborough Road, London, UK
	職業の内容	会社従業員（This Place社従業員）
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

Christoph Burgdorfer

a 割当予定 先の概要	氏名	Christoph Burgdorfer
	住所	Dibden Street, London, UK
	職業の内容	会社従業員（This Place社従業員）
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

Andrew McGinn

a 割当予定 先の概要	氏名	Andrew McGinn
	住所	Gayville Road, London, UK
	職業の内容	会社従業員（This Place社従業員）
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

Chloe Kirton

a 割当予定 先の概要	氏名	Chloe Kirton
	住所	Sturgeons Way, Hitchin, UK
	職業の内容	会社従業員（This Place社従業員）
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

## Genevieve Priebe

a 割当予定先の概要	氏名	Genevieve Priebe
	住所	26th Avenue, Seattle, WA, USA
	職業の内容	会社従業員（This Place社従業員）
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

## Russell Buckley

a 割当予定先の概要	氏名	Russell Buckley
	住所	Graces Mews, London, UK
	職業の内容	Kindred Capital VC パートナー
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

## Matthew Groves

a 割当予定先の概要	氏名	Matthew Groves
	住所	Three Mill Lane, London, UK
	職業の内容	会社従業員（This Place社従業員）
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成29年4月4日現在におけるものです。また、割当予定先との面談により割当予定先が反社会的勢力と一切関係がない旨の説明を受けると共に、割当予定先から反社会的勢力と一切関係がない旨の誓約書を受領しております。また当社においても、海外の反社会的勢力の個人も検索可能な米財務省外国資産管理局ウェブサイトの制裁リスト検索を実施し、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しており、当社として、割当予定先が反社会的勢力と関係を有していないと判断しております。なお、当社は割当予定先につき、反社会的勢力とは一切関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に提出しています。

## (c) 割当予定先の選定理由

当社は、平成29年4月4日開催の取締役会において、企業のウェブやアプリケーション等のデザインを作成するデジタル・デザインのサービスを提供しているThis Place社の持分を100%取得し、子会社化（以下「本件買収」といいます。）すること、また、本件買収対価の一部とするために、本自己株式処分を行うことについて決議いたしました。

当社は、国内初のXML（注1）専門ソフトウェア開発会社として設立され、創業以来一貫して「つなぐ」のコンセプトを掲げ、企業内の異なるコンピュータ間のデータをノンプログラミング（注2）で連携可能にするデータ連携ミドルウェア「ASTERIA」、企業が保有するデータのタブレット端末での閲覧を可能にするモバイルコンテンツ管理ソフトウェア「Handbook」をはじめ、複数のソフトウェアを開発してまいりました。

現在、クラウドコンピューティング（注3）の普及によって、企業情報システムは大きく様変わりしようとしています。まず、従来は企業のIT資産であった「ハードウェア」、「ソフトウェア」、「データ」のうち、「ハードウェア」と「ソフトウェア」はいつでもサービスを提供する企業より借りて利用できるようになり、「データ」

のみが企業情報システムの資産となります。また、企業情報システムで使うソフトウェアの決定権は情報システム部門から、ユーザである現場部門の意見が優先されることにより現場部門へシフトします。このようなシフトは、企業組織の再構成と分散化の引き金となり、より一層データ処理とインターネットに繋がる機器( Internet of Things = I o T ) (注4)の重要性が高まります。

このようなソフトウェアの導入の決定権はよりユーザである現場部門の意見が優先されることになり、より今後のソフトウェア製品が選択される基準は機能性のみでなく、よりデザイン性の割合が増すと当社は考えています。デザイン性が高く、直感的に使い方の分かるソフトウェアが今後日本のみならず世界で選ばれる為の必須条件となると考えております。そのように考える中で、当社は過去、This Place社にソフトウェアのデザイン業務を委託していましたが、その委託取引を通じて、同社のデザインの質に信頼が置けること、かつ当社の理念とビジネスに理解を示していると判断したことから、同社に協業を提案してまいりました。その後協議を重ねた結果、This Place社を買収することといたしました。

This Place社は、平成23年10月にMylo Design Limitedとして設立され平成25年2月にThis Place社と現在の商号に改名された英国ロンドンの企業です。現CEOのDusan Hamlin氏をはじめとする優れた経営陣とデザイナー、コンサルタントが、大手企業の顧客を中心に競業他社のウェブデザインの分析や、デザイン作成のフレームワーク構築等のデザイン戦略のコンサルティングからWebやアプリケーションのデザインを提供しております。平成28年1月には米国シアトルに子会社を設立し、大手キャリアをクライアントとし、デザイン作成サービスを提供しており、前年までのロンドンでの売り上げ増加に加え、米国での売り上げ、利益が大きく増加しております。(営業収益、税前利益の詳細については「表2: [ご参考] 最近3年間のThis Place社の業績」をご参照ください。)

当社は、成長・変化の激しいソフトウェア業界においてさらなる競争優位性を確保すべく、海外展開及び事業領域の拡大に積極的に取り組んでまいりました。海外展開に関する取り組みとしましては、現在までに、営業及び開発に従事することを目的として、米国(カリフォルニア州)、中国(上海・杭州)、香港及びシンガポールの計5拠点在在外子会社を設立しております。本案件により、英国(ロンドン)と米国(シアトル)に拠点を追加し、製品開発の協業のみではなく、米国、英国を中心とした海外で製品を販売する体制を強化いたします。

#### (注) 1. XML

eXtensible Markup Languageの略。データにタグ付けをすることで、データ自身に意味付けを記述でき、コンピュータと人間の双方がその内容を理解することができる。特定のOS、アプリケーション、ベンダーなどに非依存であることが特徴。現在では企業間電子商取引からブログまで広く普及している。

#### 2. ノンプログラミング

コンピュータが処理できるコードを記述(プログラミング)することなく、システム開発で行われる設計と同様のフローを作成することで動作可能な処理が可能となり、構築期間を大幅に短縮できる開発手法

#### 3. クラウドコンピューティング

クラウド上に構築されたシステムを使い、プロフェッショナル個人と企業を必要に応じて繋ぐ仕組みを指します。

#### 4. I o T

Internet of Thingsの略で、あらゆる「モノ」がインターネットに接続される仕組みを指します。

本件買収に係る対価は、CEOのDusan Hamlin氏ほかThis Place社のすべての株主合計8名(うち7名は同社の役職員、残り1名は投資家株主。以下「本売主」又は「割当予定先」といいます。)に対して、本件のクロージング時に7百万英ポンド(総額9億7千6百50万円)(注1)相当の現金及び当社普通株式(内訳:現金6百万英ポンド(8億3千7百万円)、当社普通株式1百万英ポンド(1億3千9百50万円)相当。以下「クロージング対価」といいます。)、並びにクロージング後5年間にわたり、1年ごとにThis Place社の各年のEBIT(注2)の実績に応じて算出される、現金及び当社株式(以下「アーンアウト対価」といいます。)によって本売主のThis Place社の持分比率に応じて支払われます。

当社は、本件買収に際しての本売主との協議・交渉の過程において、本件買収の対価の一部として、当社普通株式を受領したいとする本売主の意向を踏まえ、当社普通株式及び新株予約権を対価とした場合の希薄化の程度、現金のみを対価とした場合の財務上の影響、本件買収実行後も引き続きThis Place社の経営に関与することが予定されている本売主の業績向上へのインセンティブ効果その他本件買収の最適な仕組みを検討した結果、同社の株主に対しては現金に加えて、当社普通株式を交付することとしました。

上記のクロージング対価及びアーンアウト対価は、本売主に対して次のとおり交付される予定です。

本件買収が実行される日(平成29年4月20日の予定です。以下「クロージング日」といいます。)においては、まずクロージング対価のみが本売主に対して交付されます。

次に、アーンアウト対価も、クロージング対価と同じく本件買収の対価を構成するものとして、本売主に追加的に支払われる対価であり、クロージング日から平成34年3月31日までの期間において、4月から翌年3月までの各事業年度に係るThis Place社のEBITの実績に応じて、毎事業年度、追加の当社普通株式及び現金を交付することがあります。具体的には、This Place社のEBIT実績が表1-1記載の目標値(ご参考として、英ポンド・日

本円の為替レートを便宜上1英ポンド=139.5円と仮定した表1-1の円換算値として、表1-2をあわせてご参照ください。また、This Place社の最近3年間のE B I T実績につきまして、表2をあわせてご参照ください。)を達成した場合には、当社は、This Place社株主に対して、達成度合いに応じた金額(同表のアーンアウト固定金額及びアーンアウト追加分の合計)の金銭債権を付与します。このアーンアウト対価に係る金銭債権のうち、50%相当額については現金で支払い、残りの50%相当額については本売主から当該アーンアウト対価に係る金銭債権の現物出資を受けることにより、当社普通株式を自己株式処分又は新株発行により交付します。アーンアウト対価のうち当社普通株式部分に係る1株あたりの処分価額又は発行価額は、This Place社のE B I T実績が目標値を達成したことが判定され、当社取締役会がアーンアウト対価を交付することを取締役会で決議した日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値とし、割当数量又は処分数量は、アーンアウト対価の50%相当額(英ポンド)を取締役会で決議した日の前日の為替レートで円換算額を算出し、当該処分価額又は発行価額で除した数(端数は現金により交付)となります。アーンアウト対価が支払われる場合には、当社普通株式の交付につき、当社は、当社が現在保有する自己株式の処分又は新株発行に関して、金融商品取引法取引法に基づく有価証券届出書の届出その他の法令上必要とされる手続を行うとともに、東京証券取引所規則に基づき必要とされる開示を行います。

以上に対して、E B I Tの実績が表1-1記載の目標値に達しない場合にはアーンアウト対価は発生しないこととなります。

このように、本件買収対価の総額を本件買収の実行時点で一括して支払うのではなく、一部をアーンアウト対価とし、This Place社が達成したE B I Tの実績に応じて支払うことにより、本件買収に伴い当社が相当でない対価を支払うリスクを軽減するとともに、アーンアウト対価の支払いを受ける本売主に対するThis Place社の業績向上へのインセンティブ効果が得られることとなります。

また、本売主の殆どがThis Place社の役職員として、経営及び運営における重要な役割を担っていることから、当社と本売主との間の契約において、クローリング対価及びアーンアウト対価として交付される当社普通株式の50%は取得した日から3年間は売却ができないロックアップ条項を設けております。これにより、長期的にThis Place社及び当社グループのグローバルな業績の拡大に寄与する効果が得られることとなります。

なお、クローリング対価のうち、当社普通株式部分については、本自己株式処分により充当する予定であります。また、上記アーンアウト対価のうち、当社普通株式部分については、当社が現在保有する自己株式の処分により交付することを優先し、This Place社のE B I T実績によりかかる自己株式が不足する場合は新株を発行することにより交付する予定であります。

以上のとおり、本自己株式処分は、本件買収の対価を交付するため、本件買収の一環として行うものですので、割当予定先はいずれも本売主となります。本売主のうちRussell Buckley氏を除く7名はThis Place社の役職員であることから、当社普通株式を保有してもらうことで、本件買収の実行後も引き続き同社の業績向上を図ることを通じて、当社グループの企業価値向上が期待できることから、割当予定先として適切と考えております。また、本売主のうちRussell Buckley氏はThis Place社の役職員ではなく、純投資を目的とした株主ですが、本自己株式処分後も当社普通株式の保有を通じて、引き続きThis Place社への投資を中長期的な観点をもって継続していきたいとの意向を表明していることから、割当予定先として適切と考えております。

(注)1. 上記円換算値は便宜上平成29年3月31日時点の為替レート1英ポンド=139.5円で換算した参考値であり、実際には平成29年4月3日の英ポンド・日本円為替レートにより英ポンドから円に換算されるものとします。

2. E B I Tとは、利払い・税引き前利益のことです。

表 1 - 1 : E B I T目標値とアーンアウト対価の対照表（英ポンド）

<u>E B I T目標値（英ポンド）</u>	<u>アーンアウト固定金額 （英ポンド）</u>	<u>アーンアウト追加分（英ポンド）</u>
1,000,000未満	0.00	無し
1,000,000 - 1,249,999	750,000.00	無し
1,250,000 - 1,499,999	1,000,000.00	無し
1,500,000 - 1,749,999	1,250,000.00	無し
1,750,000 - 1,999,999	1,500,000.00	無し
2,000,000 - 2,999,999	1,750,000.00	( E B I T - 2,000,000 ) x0.80
3,000,000 - 3,999,999	2,550,000.00	( E B I T - 3,000,000 ) x0.75
4,000,000 - 4,999,999	3,300,000.00	( E B I T - 4,000,000 ) x0.70
5,000,000 - 5,999,999	4,000,000.00	( E B I T - 5,000,000 ) x0.65
6,000,000 - 6,999,999	4,650,000.00	( E B I T - 6,000,000 ) x0.60
7,000,000 - 7,999,999	5,250,000.00	( E B I T - 7,000,000 ) x0.55
8,000,000以上	5,800,000.00	( E B I T - 8,000,000 ) x0.50

（注） 1,000,000英ポンドを超える E B I T目標値に対応するアーンアウト価額の付与につきましては、本売主がクローリング後も継続してThis Place社を含む当社グループに雇用されていることを条件しております。

表 1 - 2 : [ご参考] E B I T目標値とアーンアウト対価の対照表（日本円）

<u>E B I T目標値（日本円）</u>	<u>アーンアウト固定金額 （日本円）</u>	<u>アーンアウト追加分（日本円）</u>
139,500,000未満	0	無し
139,500,000 - 174,374,861	104,625,000	無し
174,375,000 - 209,249,861	139,500,000	無し
209,250,000 - 244,124,861	174,375,000	無し
244,125,000 - 278,999,861	209,250,000	無し
279,000,000 - 418,499,861	244,125,000	( E B I T - 279,000,000 ) x0.80
418,500,000 - 557,999,861	355,725,000	( E B I T - 418,500,000 ) x0.75
558,000,000 - 697,499,861	460,350,000	( E B I T - 558,000,000 ) x0.70
697,500,000 - 836,999,861	558,000,000	( E B I T - 697,500,000 ) x0.65
837,000,000 - 976,499,861	648,675,000	( E B I T - 837,000,000 ) x0.60
976,500,000 - 11,115,999,861	732,375,000	( E B I T - 976,500,000 ) x0.55
1,116,000,000以上	809,100,000	( E B I T - 1,116,000,000 ) x0.50

（注） 1 . 139,500,000円を超える E B I T目標値に対応するアーンアウト価額の付与につきましては、本売主がクローリング後も継続してThis Place社を含む当社グループに雇用されていることを条件しております。  
 2 . 上記の円換算値は便宜上平成29年3月31日時点の為替レート 1 英ポンド = 139.5円と仮定した参考値であり、実際にはアーンアウト対価交付決定日前日の英ポンド・日本円為替レートにより英ポンドから円に換算されるものとします。



表2：[ご参考]最近3年間のThis Place社の業績

決算期	平成26年12月期 (注1)(注2)	平成27年12月期 (注1)(注2)	平成28年12月期 (注2)
連結営業収益	1,356(189百万円)	2,003(279百万円)	4,842(675百万円)
E B I T (連結利払・税引前利益)	656(92百万円)	953(133百万円)	2,271(317百万円)

(単位：千英ポンド。特記しているものを除く)

- (注) 1. 平成28年に米国子会社が設立されたため、平成26年12月期、平成27年12月期は単体の数値です。  
 2. 英国会計基準に準拠して作成しており、数値は未監査です。  
 3. カッコ( )内の数値は日本円で、平成29年3月31日時点の為替レート1英ポンド=139.5円で計算しております。

(d) 割り当てようとする株式の数

Dusan Hamlin	14,060株
Benjamin Aldred	43,559株
Christoph Burgdorfer	30,288株
Andrew McGinn	39,291株
Chloe Kirton	26,136株
Genevieve Priebe	14,520株
Russell Buckley	8,712株
Matthew Groves	8,712株
合計の株式数	185,278株

当社株式の割当数は、本売主の間で合意された株式数を割当てております。本件買収の対価である現金、当社株式割当額の合計額は本売主のThis Place社株式の保有株式数に比例します。

(e) 株券等の保有方針

(c) 「割当予定先の選定理由」にて前述のとおり、本売主は、当社との契約上、本件買収の対価として交付される当社普通株式の50%について取得した日から3年間は売却しないことを誓約しております(ロックアップ条項)。本売主が保有するそれ以外の当社普通株式についてはその保有方針について特段の取り決めをしておりませんが、本売主のうちThis Place社の役職員である7名は、一定額以上のアーンアウト対価の交付を受けるためにはThis Place社を含む当社グループへの継続勤務が条件となっていることから、This Place社の業績向上については当社グループの企業価値向上へのインセンティブとなります。また、This Place社の役職員でないRussell Buckley氏も含め、本売主全員は中長期的な視点で保有する方針であることを口頭で確認しております。なお、将来的に売却する場合でも、当社株価に悪影響が及ぶことのないように、本売主は、当社との契約上、東京証券取引所における当社株式前日出来高の10%を超える当社株式を1日で売却は行わないことを誓約しております。また、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確認書を取得する予定です。

(f) 払込みに要する資金等の状況

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。なお、当社は、This Place社に対するデュー・ディリジェンスにおける同社株主名簿等の確認を通じて、割当予定先が、現物出資の目的となるThis Place社株式を保有していることを確認しています。

(g) 割当予定先の実態

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成29年4月4日現在におけるものです。また、割当予定先との面談により割当予定先が反社会的勢力と一切関係がない旨の説明を受けると共に、割当予定先から反社会的勢力と一切関係がない旨の誓約書を受領しております。また当社においても、海外の反社会的勢力の個人も検索可能な米財務省外国資産管理局ウェブサイトの制裁リスト検索を実施し、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しており、当社として、割当予定先が反社会的勢力と関係を有していないと判断しております。なお、当社は割当予定先につき、反社会的勢力とは一切関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しています。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分の取締役会決議日の直前取引日で<sup>99</sup>ある平成29年4月3日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の754円といたしました。

本自己株式処分に係る処分価額は、取締役会決議日の直前のマーケットプライスに基づくことが合理的であると判断したこと、日本証券業協会の定める「第三者割当増資に関する指針」に沿ったもので<sup>99</sup>あること、また、直近取引日までの1ヵ月間の終値平均772円との乖離 2.3%、当該直近取引日までの3ヵ月間の終値平均801円との乖離 5.9%、当該直近取引日までの6ヵ月間の終値平均806円との乖離 6.5%となっており、1ヵ月、3ヵ月及び<sup>99</sup>6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値のいずれと<sup>99</sup>の比較においても10%未満のディスカウント率となることから、特に有利なものとは言えず、合理的で<sup>99</sup>あると判断しております。

これを踏まえ、平成29年4月4日に開催された取締役会に出席した監査役4名（内3名は社外監査役）は、上記処分価額につきましては、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

なお、1(c)「割当予定先の選定理由」にて前述のとおり、アーンアウト対価のうち、当社普通株式に係る1株あたりの処分価額又は発行価額も、クロージング対価の一部としての本自己株式処分と同様に、This Place社のEBIT実績が目標値を達成したことが判定され、当社取締役会がアーンアウト対価を交付することを取締役会で決議した日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値としており、これについても特に有利なものとは言えず、合理的であると判断しております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

上記1(c)「割当予定先の選定理由」に記載したとおり、本件買収の対価の一部として当社普通株式を交付するため、クロージング日に当社普通株式として交付する部分に相当する対価の総額1百万英ポンドの円貨換算額（約1.39億円）を、本件買収に係る契約締結日の前日における当社普通株式の東京証券取引所の終値754円で<sup>99</sup>除した数を、当社普通株式の割当数といたしました。その結果、本自己株式処分により処分される自己株式は185,278株となり、平成29年3月31日現在の発行済株式総数15,403,165株、自己株式数554,219株に対して、議決権<sup>99</sup>ースで1.25%の株式の希薄化が生じることとなります。

また、1(c)「割当予定先の選定理由」にて前述のとおり、アーンアウト対価のうち、当社普通株式に係る部分についても、平成34年3月に終了する事業年度までの各事業年度で、This Place社のEBITが一定の目標を達成した場合には、目標達成度合いに応じたアーンアウト対価の50%相当額の当社普通株が交付されることとなるため、その分の株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら<sup>99</sup>、これら第三者割当を伴う本件買収は、1(c)「割当予定先の選定理由」に記載のとおり、世界市場で受け入れられる製品の開発、販売の拡大、またThis Place社の収益性の当社グループへの貢献から、中長期的な視点からは当社の企業価値の向上、ひいては既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。かかる観点から、クロージング対価の一部としての本自己株式処分による株式の希薄化の規模は合理的であり、かつ、流通市場への影響は軽微であると判断しております。また、アーンアウト対価のうち当社普通株式に係る部分につきましても、This Place社が所定の業績目標を達成し、その結果当社グループの業績も向上して初めて一定の株式の希薄化が生じること、前記表1-1記載の達成EBITに応じたアーンアウト対価の金額自体も合理的といえることから、発行数量及び<sup>99</sup>株式の希薄化の規模は合理的で<sup>99</sup>あると判断しております。

なお、上記の本件買収対価を決定するに際しては、当社は、そのファイナンシャル・アドバイザである株式会社東京アドバイザリーグループ（所在地：東京都、代表者名：今村創造）（以下「東京アドバイザリーグループ」といいます。）による平成29年3月3日付株式価値算定書において、成長しているIT関連ベンチャー企業の評価法として欧米では一般的な手法であり実際の取引でのバリュエーションを反映している類似買収事例比較法の算定結果（30.4百万英ポンド（42億4千80万円））を参考にしつつ、当社が実施したデューデリジェンスの結果を考慮したThis Place社の将来の各期における業績予測に基づくディスカウントドキャッシュフロー法により株式価値（7百万英ポンド（9億7千6百50万円）～13百万英ポンド（18億1千3百50万円））を算定しました（注）。この算定結果を基準に本売主と協議、交渉し、最終的に決定したものです。本株式価値算定に使用したThis Place社の業績予測においては、大幅な増減益は見込んでおりません。また、この業績予測を達成した場合の想定買収総額（各年に支払われるアーンアウト対価とクロージング対価の合計）は14.8百万英ポンド（20億6千4百60万円）になります。この想定買収総額は上述の株式価値算定結果（7百万英ポンド（9億7千6百50万円）～13百万英ポンド18億1千3百50万円）を超えていますが、これは株式価値算定は将来のキャッシュフローの現在価値の合計であり、想定買収総額は各年に支払われるアーンアウト対価とクロージング対価の単純合計であるためです。

なお、東京アドバイザーグループは、本件買収に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（注） 上記の円換算値は便宜上平成29年3月31日時点の為替レート1英ポンド=139.5円と仮定した参考値です。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
平野 洋一郎	東京都品川区	2,040,000	13.74%	2,040,000	13.57%
北原 淑行	東京都大田区	957,200	6.45%	957,200	6.37%
パナソニックインフォメーションシステム部株式会社	大阪府大阪市北区茶屋町19-19	550,000	3.70%	550,000	3.66%
株式会社ミロク情報サービス	東京都新宿区四谷4-29-1	528,000	3.56%	528,000	3.51%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	326,700	2.20%	326,700	2.17%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	267,800	1.80%	267,800	1.78%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1-8-11	245,200	1.65%	245,200	1.63%
古谷 和雄	神奈川県川崎市宮前区	240,000	1.62%	240,000	1.60%
中村 智史	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	124,800	0.84%	124,800	0.83%
阪上 正	北海道旭川市	120,000	0.81%	120,000	0.80%
計	-	5,399,700	36.36%	5,399,700	35.92%

（注）1．上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2．上記のほか、当社は本自己株式処分前に自己株式554,219株を保有しております。

3．平成28年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

4．割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年9月30日現在の議決権数148,460個に、本自己株式処分により増加する議決権数（1,852個）を加えて算出しております。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第18期、提出日平成28年6月21日）及び四半期報告書（第19期第3四半期、提出日平成29年2月13日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年4月4日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

### 2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に掲げた第18期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までに、以下の臨時報告書を平成28年6月22日に関東財務局長に提出しております。

#### 1 提出理由

平成28年6月18日開催の当社第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
 平成28年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役4名選任の件

取締役として、平野洋一郎、田村耕太郎、Anis Uzzaman及び五味廣文を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案				（注）	
取締役4名選任の件					
平野 洋一郎	69,666	226	0		可決（99.68%）
田村 耕太郎	69,696	196	0		可決（99.72%）
Anis Uzzaman	69,666	226	0		可決（99.68%）
五味 廣文	69,698	194	0	可決（99.72%）	

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第19期第3四半期)	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月13日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年8月10日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成29年3月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2016年6月20日

インフォテリア株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 清美 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石丸 整行 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインフォテリア株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、インフォテリア株式会社及び連結子会社の2016年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、インフォテリア株式会社の2016年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、インフォテリア株式会社が2016年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

2016年6月20日

インフォテリア株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 清美 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石丸 整行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインフォテリア株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インフォテリア株式会社の2016年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2017年2月13日

インフォテリア株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 清美 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石丸 整行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているインフォテリア株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2016年10月1日から2016年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2016年4月1日から2016年12月31日まで)に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

### 要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、インフォテリア株式会社及び連結子会社の2016年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。